

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	一般廃棄物収集運搬業許可（更新許可含む）	
根拠法令・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項又は第 2 項	
所 管 課	環境事業部 資源循環推進課	
審 査 基 準	1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 7 条第 5 項の規定に適合しているか。 2. 法施行令第 3 条第 1 項の規定に適合しているか。 3. 法施行規則第 2 条の 2 の規定に適合しているか。 4. 堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（以下「規則」という。）第 18 条の 4 第 1 項の規定に適合しているか。 5. 堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領第 5 条第 5 項の規定に適合しているか。	
標準処理期間	標準処理期間	・法第 7 条第 1 項（新規許可）の場合： 申請書を受理した日の翌日から起算しておおむね 4 か月 ・法第 7 条第 2 項（更新許可）の場合： 申請書を受理した日の翌日から起算しておおむね 2 か月
	標準処理期間を設定できない理由	

＜関係法令（抜粋）＞

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

（一般廃棄物処理業）

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。

二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ 第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ヘ 第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規

定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト ヘに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）

（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第三条 法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、次によること。

イ 収集又は運搬は、次のように行うこと。

（1）一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。

（2）収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

ハ 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

ニ 船舶を用いて一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、環境省令で定めるところにより、一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶である旨その他の事項をその船体の外側に見やすいように表示し、かつ、当該船舶に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。

ホ 石綿が含まれている一般廃棄物であつて環境省令で定めるもの（以下「石綿含有一般廃棄物」という。）の収集又は運搬を行う場合には、石綿含有一般廃棄物が、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。

ヘ 一般廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。

（1）積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、一般廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。

（2）積替えの場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

（3）積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

ト 石綿含有一般廃棄物の積替えを行う場合には、積替えの場所には、石綿含有一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

チ 一般廃棄物の保管は、一般廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行つてはならないこと。

リ 一般廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

（1）保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

（イ）周囲に囲い（保管する一般廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

（ロ）環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に一般廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他一般廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

(2) 保管の場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

(イ) 一般廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

(ロ) 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた一般廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。

(ハ) その他必要な措置

(3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

ヌ 石綿含有一般廃棄物の保管を行う場合には、トの規定の例によること。

ル 法第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画（次号ニにおいて「一般廃棄物処理計画」という。）に基づき分別して収集するものとされる一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、その一般廃棄物の分別の区分に従つて収集し、又は運搬すること。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）

（一般廃棄物収集運搬業の許可の基準）

第二条の二 法第七条第五項第三号（法第七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設に係る基準

- イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

二 申請者の能力に係る基準

- イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

○堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（平成５年規則第 25 号）

（一般廃棄物処理業の許可基準）

第 18 条の 4 法第 7 条第 1 項の規定による許可若しくは法第 7 条第 2 項の規定による許可の更新又は一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可（以下この条及び次条において「一般廃棄物収集運搬業の許可等」という。）をする場合の基準は、法第 7 条第 5 項各号（これらの規定を法第 7 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）に掲げるもののほか、次のとおりとする。ただし、第 3 号から第 8 号までにあつては、市長が別に定める者を除くものとする。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可等の申請者が自らその事業を実施する者であること。
- (2) 一般廃棄物収集運搬業の許可等の申請者が収集運搬しようとする一般廃棄物は、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 本市の区域内（以下「市内」という。）の事業所から排出されたもの
 - イ 市内において排出された浄化槽清掃汚泥、ディスポーザ排水処理槽清掃汚泥又はし尿を含むビルピット汚泥
- (3) 一般廃棄物収集運搬業の許可等の申請者が、個人である場合は市内に住所及び事務所を、法人である場合は市内に本店を有していること。
- (4) 前号の事務所に法第 7 条第 15 項の帳簿（以下単に「帳簿」という。）を備え付けるとともに、申請者が常駐し、若しくは従業員を常駐させ、又は前号の本店に帳簿を備え付けるとともに、役員若しくは従業員を常駐させていること。ただし、前号の事務所又は本店以外に帳簿を備え付けている事務所、支店等が市内に存する場合は、当該帳簿を備え付けている事務所、支店等のみに申請者が常駐し、又は役員若しくは従業員を常駐させることで足りるものとする。
- (5) 収集運搬車両について大阪運輸支局長の登録を受けており、当該登録において使用の本拠地が市内であり、自ら所有権又は使用する権原を有すること。
- (6) 収集運搬車両は、市長の許可する一般廃棄物収集運搬業の専用車両とすること。ただし、市内から発生する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙又は古繊維を収集し、及び運搬する場合は、この限りでない。
- (7) 収集運搬車両を保管するために、市内において、一般廃棄物収集運搬業の許可等の申請者自ら所有権又は使用する権原を有する施設を有すること。
- (8) 法第 7 条第 2 項の規定による許可の更新の場合は、一般廃棄物収集運搬業に伴う収集及び運搬の実績量が、市長の定める量以上であること。
- (9) 一般廃棄物収集運搬業の許可等の申請者が、本市が課税した市税、消費税、地方消費税及び所得税（法人にあつては法人税）を滞納していないこと。

○堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領

(許可基準)

第5条

5 規則第18条の4第3項の規定により市長が別に定める一般廃棄物収集運搬業の許可等に係る基準は、次のとおりとする。ただし、次のうち第2号については第1項第1号に規定する者を、第3号については第1項各号に規定する者を、第4号については第1項第2号に規定するものを、それぞれ除くものとする。

(1) 収集運搬車両は処理施設への搬入の際に支障のない規格であり、次の廃棄物の種類ごとに次の基準を満たしているものであること。

ア 事業系ごみ 自動排出機能を有し、かつ原則としてロータリー式又はパック式の圧縮方式を用いたものであること。

イ 浄化槽清掃汚泥等 バキューム方式を用いたものであり、原則として最大積載量は10トン以下であること。

ウ 実験動物の死体等 架装構造が保冷機能を用いたものであること。

(2) 新規許可の場合は、申請者が、本市の指定する一般廃棄物に係る講習会を修了していること。

(3) 申請者が、排出者との間で当該申請業務に関して委託契約の見込み（更新許可の申請の場合は書面による契約）があること。

(4) 更新許可の申請をしようとする者は、現行の許可期間内において、当該許可を受けている一般廃棄物の種類ごと（ディスポーザ排水処理槽清掃汚泥及びし尿を含むビルピット汚泥を除く。）に市内での収集運搬実績が認められ、かつ更新前の業務を適正に遂行した者であること。